

社会医療法人入間川病院 介護老人保健施設狭山ケアセンター

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人入間川病院が開設する短期入所療養介護施設及び介護予防短期入所療養介護施設「狭山ケアセンター」（以下、「施設」という。）が行う短期入所療養介護事業及び介護予防短期入所療養介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設職員（以下「従業者」という）が要介護状態又は要支援状態と認定された高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正な短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援従業者及び他の居宅サービス従業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 1 名 称 狭山ケアセンター
- 2 所在地 埼玉県狭山市北入曽1-4-43-7

- 3 定 員 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用定員は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(従業者の職種及び職務内容)

第4条 従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

なお、従業者の員数については、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のみを担当する職員数を分離表示することが困難であるので、介護老人保健施設（定員100人）全体における職員数を表示している。

- 1 管理者 1人（常勤）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1人以上（管理者が兼務）
医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。
- 3 支援相談員 1人以上
支援相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 4 看護職員 10人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護を行う。
- 5 介護職員 24人以上
介護職員は、心身の状況に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 6 理学療法士または作業療法士 1人以上
理学療法士及び作業療法士は、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- 7 管理栄養士 1人以上
管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 8 薬剤師 1人
薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか利用者に対し服薬指導を行う。
- 9 事務職員 2人以上
事務職員は、必要な事務を行う。
- 10 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 利用者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等をはかるために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者とする。
- ② 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- ③ 従業者は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- ④ 従業者は、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。

(短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の作成)

第6条

- 1 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。
- 2 管理者は、上記の短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条

- 1 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

① 食費 1,900円／1日

(朝食 560円、 昼食 670円、 夕食 670円)

ただし、食費について負担限度額の認定を受けている場合には、認定証に記載されている額が1日あたりの食費負担額の上限となる。

② おやつ代(嗜好品) 100円／1日

③ 居住費(療養室の利用費)

従来型個室 1,640円／1日、 多床室 450円／1日

ただし、居住費について負担限度額の認定を受けている場合には、認定証に記載されている額が1日あたりの居住費負担額の上限となる。

④ 利用者が選定する特別な療養室の利用料

1人室 2,200円(税込)／1日、 2人室 1,100円(税込)／1日

⑤ 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

⑥ 理美容代 2,200円／1回

⑦ 日常生活消耗品費 200円／1日

⑧ 教養娯楽費 100円／1日

⑨ その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 2 火気の取り扱いに注意すること。
- 3 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 4 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに必要な医療を行う等、診療について適切な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第10条 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第11条

- 1 施設は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - ① 身体的拘束適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条

- 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- 1 虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 従業者に対し、虐待を防止するための研修を年2回以上実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条

- 1 施設は、安全かつ適切に質の高い看護・医療サービスを提供するために事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護事故等を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。
- 3 安全対策委員会・事故防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催する。
- 4 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を年2回以上実施する。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(職員の質の確保)

第14条

- 1 従業者の資質向上のため、その研修の機会を確保し、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 従業者研修 年2回以上
- 2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第15条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及び
 - ① 感染対策指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- ② 感染症の予防及びまん延のための指針（感染対策指針）を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年 2 回以上実施する。
- ④ 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う

（業務継続計画の策定等）

第 16 条

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染対策等に関する事項）

第 17 条

- 1 施設は看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
- 2 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに必要に応じて協力医療機関（入間川病院）感染対策部門の助言、指導を求めるものとする。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 4 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント等に関する事項)

第18条

1 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第19条

通常の事業の実施地域は、狭山市並びに所沢市のうち、東狭山ヶ丘、北中、岩岡町、北岩岡、青葉台、小手指町、緑町、けやき台、松葉町、北所沢町、向陽町、榎町、美原町、花園、所沢新町、神米金、下富、入間市のうちの豊岡、東藤沢、東町、扇町屋、向陽台、春日町の区域

(その他運営に関する重要事項)

第20条

- 1 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会医療法人入間川病院理事長と施設管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 8 年 8 月 8 日から施行する。

平成 17 年	10 月	1 日	一部改正
平成 18 年	4 月	1 日	一部改正
平成 18 年	9 月	1 日	一部改正
平成 19 年	1 月	20 日	一部改正
平成 21 年	4 月	1 日	一部改正
平成 22 年	2 月	10 日	一部改正
平成 24 年	6 月	1 日	一部改正
平成 28 年	10 月	1 日	一部改正
平成 30 年	8 月	1 日	一部改正
令和 1 年	10 月	1 日	一部改定
令和 4 年	2 月	1 日	一部改定
令和 7 年	1 月	1 日	一部改定
令和 8 年	8 月	1 日	一部改定